

令和 2 年 6 月 28 日現在

機関番号：74331

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13625

研究課題名(和文)多様な働き方と労働法に関する研究

研究課題名(英文)Flexible Ways of Working and Labor Laws : Multiple Job - Holding

研究代表者

河野 尚子 (Kono, Naoko)

公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・研究員

研究者番号：10757412

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：兼業・副業を通して、キャリア形成に向けて様々な職業を経験していく就労の機会が保障されるような、自律的な働き方が尊重される法規制のあり方について研究を行った。自律的な働き方として、テレワークのように、ICT(情報通信技術)を活用しながら兼業・副業を行うことのできる環境の整備が必要となる。また、兼業・副業の促進に伴う営業秘密の保護のあり方や従業員の引抜きをめぐる問題についても取り組んだ。加えて、柔軟な働き方で、かつ、多様性を重視した働き方を推進する、企業の自主的な取組みを促す法のあり方についても研究を深めている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

兼業・副業によって獲得したキャリア(パラレルキャリア)は、労働者にとって強みとなり、将来的には転職力を培うことができ、わが国において創造性を付与する人材育成を実現することができる鍵となる。そこで、兼業・副業をめぐる、良好な雇用・職場環境を築くことのできる法解釈・立法政策、多様な職務を経験することを可能とする法制度のあり方について検討を深めた。本研究を通して、創造性を付与する人材育成を円滑にさせ、グローバルな雇用社会に寄与することを目的としている。

研究成果の概要(英文)：Flexible Ways of Working play an important role in reforming people's work style. This study aims to clarify the following three points: (1) Some legislative problems of employment-type telework and non-employment type telework, (2) Some legislative problems of side jobs and Multiple Jobs, (3) The Role of Soft Law Methods in promoting Flexible Work Styles.

研究分野：労働法

キーワード：兼業 副業 テレワーク 多様な働き方 営業秘密 引抜き 企業の社会的責任

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

#### (1) 兼業・副業の促進

日本においては、少子高齢化、グローバル化、情報革新等に伴う産業構造の変化に対応するため、働き方改革として、長時間労働の削減、育児・介護の支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の活躍推進や若者・高齢者の就業促進等が押し進められてきた。特に、技術革新の発展に伴い、時間や空間にしばられない働き方として、テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方のあり方が検討されている。厚生労働省「働き方の未来 2035:一人ひとりが輝くために 懇談会」報告書(2016年8月)においても、自由な働き方の増加により、働く人が働くスタイルを選択し、複数の仕事に従事すること(兼業・副業)も、当たり前のことになることが予測されている。

#### (2) 兼業・副業をめぐる法的課題

就業時間以外の時間をどのように利用するかは基本的に労働者の自由であり、労働者は職業選択の自由(憲法22条1項)を保障されており、また、民間企業に関しては、これを特に規制する法律は存在しない。ところが、以下に掲げるいくつかの法律問題が存在しており、兼業・副業の増加に伴い、それに応じた法制度が求められてきた。最近では、働き方改革に伴い、多様化した働き方として兼業・副業をしやすい環境整備の必要性が唱えられている。

これまで企業においては、就業規則上の兼業許可・禁止条項(「会社の許可なく他人に雇い入れられること」など)を定める場合が多く、使用者が労働者の兼業・副業を制限する傾向にあった。これに対し、労働者の私生活に行われる兼業・副業を規制することの合理性(根拠)とその範囲をめぐる議論がなされてきた。加えて、2018年には、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が公表され、副業許可制を定めてきた厚生労働省の従来モデル就業規則が、企業への届出によって原則として副業を営みうる内容に改訂されるに至っている。

また、兼業・副業の増加に伴い、労働時間規制や労災保険法をめぐる問題も生じている。特に、労働基準法38条1項は、労働者の生命・健康の保護を図るという趣旨を踏まえ、労働時間に關する規定の適用については、別使用者の下で事業場を異にする場合も含め、労働時間を通算するものと解されている(通算制、昭和23・5・14基収769号)。そこで、複数就業者の労働時間の通算制を踏まえた健康管理のあり方をめぐって議論がある。加えて、労災保険の給付基礎日額の算出方法や民事責任のあり方も問題とされている(なお、労災保険給付をめぐることは、複数就業先の賃金に基づく給付基礎日額の算定や給付の対象範囲の拡充等の見直しが行われることになった)。その他、複数就業者に関する雇用保険、社会保険の取り扱い等をめぐっても議論がなされているところである。

### 2. 研究の目的

兼業・副業によって獲得したキャリア(パラレルキャリア)は、労働者にとって強みとなり、将来的には転職力を培うことができ、わが国において創造性を付与する人材育成を実現することができる鍵となると考える。そこで、兼業・副業をめぐる、良好な雇用・職場環境を築くことのできる法解釈・立法政策、多様な職務を経験することを可能とする法制度のあり方について検討を深めていく。本研究を通して、創造性を付与する人材育成を円滑にさせ、グローバルな雇用社会に寄与することを目的とした。

### 3. 研究の方法

兼業・副業の法律問題は諸外国でもみられ、特に、ドイツでは、兼業(Nebentätigkeit)に関する法律問題(契約上の兼業規制の有効性、労働時間の通算制、使用者による兼業・副業の把握・管理とプライバシー保護の問題、労災保険給付の算出方法、兼業・副業を理由とする使用者の不利益取扱い等)が盛んに議論されている。わが国においてあるべき兼業法制を模索するにあたり、格好の素材を提供している。そこで、比較対象であるドイツの兼業法制を分析し、上記問題点について検討を加えることにより、わが国における兼業法制のあり方につき、どのような法の解釈あるいは法制度を採用すべきかについて、検討を行ってきた。これに加えて、兼業と密接に関わる労働契約継続中の守秘義務・競争禁止義務に関する研究にも取り組んできた。守秘義務に関しては、知的財産法の交錯領域において新たに考察する必要性が生じた。そこで、守秘義務について、どのような視点で法規範(秘密の保護対象に関する認定の問題、秘密の持出し行為の適法性)を捉えるのかについて研究に取り組んだ。

### 4. 研究成果

#### (1) 2017年度

まず、2017年度は、兼業・副業をめぐる議論がどのように展開されてきたか、労働法及び社会保障法の領域を中心に文献について考察した。従来、長期雇用制度においては、正社員が複数の仕事を掛け持ちすることは前提とされていなかった。当初は、私生活の労働時間外になされる兼業・副業を規制することの合理性が焦点とされてきた。兼業・副業の自由は、私生活の自由に加え、憲法22条1項が保障する職業選択の自由からの要請でもあるという議論が展開されるようになり、高度経済成長期以降、景気低迷の長期化や就業形態の多様化に伴う兼業・副業の増加と相まって、より一層重視されるようになった。また、近年の兼業・副業の推進の議論に伴い、

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

労働者の健康確保のあり方、被用者保険(厚生年金保険・健康保険)における複数就業者の届出義務を被用者に転換することの是非、被用者保険および雇用保険における複数就業者の適用のあり方が問題とされており、今後の検討課題となった。また、兼業・副業をめぐっては、雇用型だけではなく、自営(非雇用)型も議論の対象となる。特に、労働者及び自営的就業者が、兼業・副業を通してキャリア形成に向けて様々な職種を経験していく就労の機会が保障されるという意味において、自律的に選択する働き方が尊重される法規制のあり方について今後検討していく必要がある。さらに、兼業・副業を行うにあたり、柔軟な働き方がしやすい環境整備の法のあり方について、企業が自主的に柔軟な取組みを行うための手法として、ガイドラインの策定の意義について分析を行った。

### (2) 2018年度

次に、2018年度は、兼業・副業といった柔軟な働き方で、かつ、多様性を重視した働き方を推進するような、企業の自主的な取組みを促す法のあり方について検討を深めた。その上で、兼業・副業を容易にするテレワークのようなICT(情報通信技術)を活用した自律した働き方をめぐる法的課題に取り組んできた。また、テレワークは、女性活躍推進法に基づく行動計画の選択項目としても掲げられており、女性が、出産、育児、不妊治療、介護等を理由に離職せずに、企業において継続就業を実現することを希望する場合の手段となる。そこで、本年度は女性の職業生活における活躍を可能にするという点にも着目して、テレワーク(雇用型テレワーク及び自営型テレワーク)の法的課題について検討を行った。

さらに、兼業・副業を行う労働者は、会社の営業秘密を知りうる立場にある上、兼業・副業先での営業秘密の漏洩リスクが存在するため、企業における営業秘密の保護の強化は必須の課題である。そこで、労働者の労働契約継続中(在職中)の守秘義務について、営業秘密の保護の観点から知的財産法と労働法の関係性を踏まえ、労働法の規律の必要性・重要性という理論的課題について取り組み、学会報告を行った。

### (3) 2019年度

これまで、キャリア形成に向けて様々な職種を経験していく就労の機会を促し、労働者が自律的に働き方を選択することのできる法規制のあり方について研究に取り組んできた。それに伴い、自律的な働き方として、ICT(情報通信技術)を活用しながら兼業・副業を行うことのできる環境の整備が必要となると考え、前年度から検討を行ってきた、テレワーク・在宅就労の法的課題について考察を行い、研究成果として公表を行った。

また、前年度に引き続き、兼業・副業の促進に伴う営業秘密の保護の強化のあり方や、従業員の引抜きをめぐる問題についても取り組んできた。本年度は、労働法と企業法・企業法務の交錯テーマとして、営業秘密の保護・守秘義務・競争禁止義務について、理論的・実務的観点から考察を行った。その他、公正取引委員会が公表した「人材と競争政策に関する検討会報告書」を素材に、従業員の引抜き防止協定に対する独占禁止法の適用関係や、フランチャイジーに対する労組法・独占禁止法の適用関係について考察した。

今後は、本研究を発展させ、多様な働き方の選択肢を広げ、多様な人材の活躍が実現しうるような法のあり方を模索することにより、創造性を付与する人材育成を円滑にすることに役立て、グローバルな雇用社会に寄与することを目標としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 河野尚子	4. 巻 23
2. 論文標題 企業の社会的責任と法 多様性（ダイバーシティ）を重視した働き方を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 世界人権問題研究センター研究紀要	6. 最初と最後の頁 389-408
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野尚子	4. 巻 132
2. 論文標題 営業秘密・不正競争防止法と守秘義務	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 17-33頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 河野尚子	4. 巻 258
2. 論文標題 文献研究労働法学（第21回）兼業・副業	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 129-142
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 河野尚子
2. 発表標題 労働法と知的財産法の交錯－営業秘密・不正競争防止法と守秘義務
3. 学会等名 日本労働法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 公益財団法人世界人権問題研究センター〔編〕	4. 発行年 2019年
2. 出版社 公益財団法人 世界人権問題研究センター	5. 総ページ数 89-108頁
3. 書名 「柔軟な働き方 テレワーク・在宅就労」『真の女性活躍のために』	

1. 著者名 土田道夫〔編〕	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 208 230頁
3. 書名 「知的財産法と労働法 営業秘密の管理・競業避止義務」『企業法務と労働法』	

1. 著者名 土田道夫〔編〕	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 255 278頁
3. 書名 「独占禁止法と労働法」『企業法務と労働法』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考